

第2回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日時 2006年1月17日（火）10：30～11：45
2. 場所 中央合同庁舎第4号館7階 共用743会議室
3. 出席者 近藤委員長、齋藤委員長代理、木元委員、町委員、前田委員
内閣府
戸谷参事官、森本企画官、赤池参事官補佐
経済産業省
原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課 恒吉統括安全
審査官、一井安全審査官
日本原子力研究開発機構
柳澤理事、小森技術主席、三浦技術主幹
文部科学省
原子力計画課 中原課長、橋爪核融合室長補佐
原子力研究開発課 鎌田課長補佐
4. 議題
 - (1) 前回議事録の確認等
 - (2) 独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設の再処理事業変更許可について（諮問）
（経済産業省）
 - (3) プルトニウム利用計画についてのヒアリング（日本原子力研究開発機構）
 - (4) 平成18年度原子力関係予算について（文部科学省）
 - (5) アジア原子力協力フォーラム（FNCA）第2回「アジアの持続的発展における原子力エネルギーの役割」検討パネルの開催について
 - (6) その他
5. 配布資料
 - 資料1 - 1 独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核

燃料サイクル工学研究所再処理施設の再処理事業変更許可について（諮問）

- 資料 1 - 2 独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設再処理事業の変更許可について
- 資料 2 日本原子力研究開発機構における研究開発用プルトニウムの利用計画
- 資料 3 平成 18 年度文部科学省原子力関係予算案について
- 資料 4 第 2 回「アジアの持続的発展における原子力エネルギーの役割」検討パネルプログラム（案）
- 資料 5 第 1 回原子力委員会定例会議議事録（案）
- 資料 6 原子力委員会 食品照射専門部会（第 2 回）の開催について
- 資料 7 原子力委員会 長半減期放射性廃棄物（非発熱性）処分技術検討会（第 3 回）の開催について

6 . 審議事項

（ 1 ） 前回議事録の確認等

（近藤委員長） それでは、第 2 回の原子力委員会定例会議を始めさせていただきます。本日の議題は 5 つで、1 つは、独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設の再処理事業の変更について、ご諮問いただくことでございます。それから 2 つ目が、プルトニウム利用計画についてのヒアリングで、今日は日本原子力研究開発機構からお話を伺うこと、3 つ目が、平成 18 年度原子力関係予算について文部科学省からお話を伺うこと、4 つ目が、FNCA（アジア原子力協力フォーラム）の第 2 回の「アジアの持続的発展における原子力エネルギーの役割」検討パネルの開催についてのご報告をいただくこと、その他となっております。よろしくお願いたします。

それでは、まず前回議事録からいきましょうか。

（戸谷参事官） 前回議事録の確認でございますけれども、資料第 5 号といたしまして、前回の第 1 回の定例会議の議事録（案）を配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

（近藤委員長） 資料第 5 号でございますが、前々から気になっていました、議事録とは何ぞやということで、本来的には速記起こしをもって議事録とするべきところを資料説明部分を簡略化していたところについて、事務局

等をお願いしてきましたところ、今回、今年からということで、ほぼテープ起こしでの議事録にさせていただきました。これについては事務局に感謝するところです。

(木元委員) 前から申し上げていたこともあったかと思うのですが、こちら側の発言は残るけれども、ご説明の部分は配布資料があるので、その資料を見ればよいということで省略していたが…。

(近藤委員長) はい、そうなんです。その部分もきちんと記録したものとしたということです。

(木元委員) こうして見ると、あった方がわかりがよいですね。

(近藤委員長) はい、そう思います。

(木元委員) ただ、事務局は大変だと思います。

(近藤委員長) というのは形式的なことですが、中身についてはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、この資料第5号でもってご了承いただいたものとします。ありがとうございました。

(2) 独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設の再処理事業変更許可について(諮問)
(経済産業省)

(近藤委員長) では、最初の議題。

(戸谷参事官) 最初の議題は、独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設の再処理事業の変更についての諮問でございます。経済産業省の恒吉統括安全審査官と一井安全審査官の方からご説明いただきます。よろしく願いいたします。

(原子力安全・保安院恒吉統括安全審査官) 保安院の恒吉です。よろしく願いいたします。

資料1-1に基づきましてご説明いたします。独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設の再処理事業の変更許可について、ご説明いたします。

まず、資料1-2によりまして、変更許可の申請の内容についてご説明したいと思います。資料1-2をご参照ください。

1ページ目でございますが、変更申請の概要といたしまして、まず申請者でございますが、独立行政法人日本原子力研究開発機構でございます。申請年月日が平成17年1月14日でございます。

変更の項目でございますが、aといたしまして、軽水型原子炉使用済燃料のうち、原子力第1船むつの使用済燃料の再処理を行うこととございます。次に、新型転換炉原型炉ふげんの使用済燃料のうち、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の再処理能力を増加します。cといたしまして、蒸発固化体、アスファルト固化体、PVC固化体及びエポキシ固化体を第二アスファルト固化体貯蔵施設の地下1階の貯蔵セルに貯蔵します。次に、第二アスファルト固化体貯蔵施設の貯蔵セルに低放射性の固体廃棄物を貯蔵します。次に、第二アスファルト固化体貯蔵施設の貯蔵セルに貯蔵した低放射性の固体廃棄物を、廃棄物処理場、低放射性廃棄物処理技術開発棟で処理、又は、第一低放射性固体廃棄物貯蔵場及び第二低放射性固体廃棄物貯蔵場に貯蔵いたします。fでございますが、第一低放射性固体廃棄物貯蔵場及び第二低放射性固体廃棄物貯蔵場に貯蔵しました低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場で処理するという変更内容でございます。

工事計画でございますが、本申請については工事を伴ってございません。

次の2ページをご覧いただきたいと思いますが、変更の概要につきましては、3ページ、4ページ、5ページの図をご参照いただきながらご説明させていただきたいと思っております。

まず1番目のむつ使用済燃料の再処理でございますが、これは3ページをご参照いただきたいと思っております。原子力船むつの使用済燃料を、燃料集合体1体当たりの初期ウラン濃縮度が4%以下となるように再組立いたしました使用済燃料を受け入れて再処理するというものでございます。3ページの図の方でございますが、むつの燃料集合体が34体ございます。こちらの燃料体は、長さが約1.4mの燃料でございますが、これをもとの原研東海研究所の方でピンに分割して再組立いたします。再組立いたしましたものが下の図でございますが、再組立燃料集合体6体、約2.6トンございます。これはPWRの燃料集合体と同様な形式でございます。それから、その下に再組立集合体の燃料棒配列の一例を示したものがございます。これが原子力第1船使用済燃料を再組立した燃料の構造でございます。

次に、2ページにお返りいただきたいのですが、2番目といたしまして、ふげんウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の再処理能力の増加でございます。これは、現行許可を受けてございますふげん使用済燃料の再処理でございますが、年間の最大処理量を現行10トンから40トンに変更するものでございます。

次に、3番目につきましては、4ページ、5ページの図を参照しながらご説明させていただきたいと思っております。まず2ページの(3)でございま

すが、これは4ページをご覧いただきたいと思います。蒸発固化体等の貯蔵場所の追加でございます。第二アスファルトの固化体貯蔵施設でございますが、これは変更前につきましては、地下1階、2階とございまして、地下に可燃性廃棄物を置いておりました。これは、アスファルト固化処理施設の復旧時に発生いたしました可燃性廃棄物を保管していたものでございます。この可燃性廃棄物の焼却処理が終了いたしましたために地下が空きましたことから、こちらの方にも蒸発固化体、アスファルト固化体、PVC固化体等の廃棄物を入れたいということで、一番当初第二アスファルト固化体貯蔵施設が許可を受けた状態に戻したいという変更でございます。変更後の図といたしましては、下の方でございますが、地下1階、2階にアスファルト固化体等を置きたいということでございます。

次に、(4)の低放射性の固体廃棄物の貯蔵場所の追加でございますが、第一低放射性固体廃棄物貯蔵場及び第二低放射性固体廃棄物貯蔵場に貯蔵してございます低放射性の固体廃棄物を第二アスファルトの貯蔵施設地下1階、2階にも貯蔵するという変更でございます。

それから、5番目でございますが、低放射性の固体廃棄物の処理・処分方法の変更でございます。こちらについては5ページをご参照いただきながらご説明したいと思っております。まず、第二アスファルト固化体貯蔵施設に貯蔵いたしました低放射性の固体廃棄物を5ページの図の右下の方の低放射性廃棄物処理技術開発棟、これは建設中でございますが、平成19年5月ぐらいに使用前検査を受検する予定でございます。こちらの施設に運び込みまして、こちらの焼却施設で処理したいということで変更をするものでございます。それから、第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場及び第二アスファルト固化体貯蔵施設に貯蔵いたしました低放射性の固体廃棄物を廃棄物処理場で処理いたしまして、これらを分別仕分けいたしまして、燃やせるものは焼却炉、それから分別したものについては第一・第二低放射性固体廃棄物貯蔵場に持ち込んで保管したいという変更でございます。

以上が変更の内容でございます。

資料1-1に返っていただきたいと思いますが、独立行政法人日本原子力研究開発機構から平成17年1月14日付けをもちまして、独立行政法人日本原子力研究開発機構法によります改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づきまして別添のとおり申請されまして、機構法附則第18条第3項の規定に基づき機構法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条の4第1項の

規定による許可についてされた申請とみなされた再処理事業変更許可申請について審査いたしました。

次のページに別紙とございますが、別紙の方で審査した内容が書いてございます。本件申請に係ります変更内容は、再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力につきまして、原子力第1船使用済燃料を受け入れて再処理を行うこと及び新型転換炉原型炉使用済燃料の再処理能力を増加させるほか、低放射性廃棄物の貯蔵方法の変更を行うものでございます。

1番目に、法第44条の2第1項第1号の審査につきまして、これは平和利用の方でございまして、本件の再処理施設につきましては平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるということ、それから計画的遂行につきましても、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められること、それから経理的基礎に係る部分でございまして、本申請に係ります変更は工事を伴わないということから、工事に係る資金は要しない。このことから、再処理事業を変更するために必要な経理的基礎については問題ないと判断してございます。

1ページに戻っていただきまして、審査の結果、別紙のとおり原子炉等規制法第44条の4第4項において準用いたします第44条の2第1項第1号、第2号、第3号に規定いたします基準に適合していると認められますので、原子炉等規制法に基づきまして、当該基準の適用について原子力委員会の意見を求めたいと考えております。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。前田委員。

(前田委員) 2つ、3つあるのですけれども、まず、むつの使用済燃料の再処理で、初期ウラン濃縮度が4%以下となるように再組立して再処理すると。それで回収されたウランは4%以下とはいえ相当4%に近い高い濃縮度のものが回収されると思うんですが、既設の回収ウランのハンドリングとか貯蔵とかの施設に入れ、その従来の回収ウランに比べたら相当濃縮度が高いものが入ってくると思うんだけれども、それは施設上は何ら問題はないのかという確認が1点。

それから2つ目として、今の別紙のところでは平和利用のところの書き方なんですけれども、「分離回収したウラン製品及びプルトニウム製品は、契約に基づき相手先に返還する等」と書いてあるのですが、ちょっと具体的に、これは同じ原子力機構の内部の話ですね。

(原子力安全・保安院恒吉統括安全審査官) そうです、はい。

(前田委員) そういう契約というものがあるのかどうか、その辺がちょっとよくわからないのが1つ。

もう1つは、最後の再処理での5ページの絵があるのですが、これは口頭でご説明いただいただけでは全然私たちはよくわからないんですが、この絵を見ていると、要するに幾つかの貯蔵施設があるし、廃棄物の処理場があるし、ちょうど今建設中の技術開発棟があるけれども、要するにこれらの施設の間で適切にどのような廃棄物の流れでも可能になるようにしたと考えていいんですね。

(原子力安全・保安院恒吉統括安全審査官) はい、そうでございます。低放射性の廃棄物について、既に第一・第二低放射性固体廃棄物貯蔵場で貯蔵していた古いものがございます。それらについてももう一度再分別をして、難燃物、それから不燃物、可燃物等に分けまして整理した上で、貯蔵保管あるいは処理をしたいということでございます。

(前田委員) それはお互いに、第一・第二とか、あるいはアスファルト固化体貯蔵施設とか、貯蔵施設の間でその運用を見ながら適宜ものを動かしていくという考え方ですね。

(原子力安全・保安院恒吉統括安全審査官) はい。

(前田委員) それで3番目はわかりました。

(原子力安全・保安院恒吉統括安全審査官) 溶解後の工程、受け入れる前につきましては、3ページに示してございますように、1つの燃料集合体の中にタイプAのピンと、それからタイプBのものが混在しております。タイプAにつきましては濃縮度が3.24%、それからタイプBのものについては4.44%の燃料が偏在してございまして、これらを使用済燃料プールにおきまして貯蔵いたしまして、それからせん断、溶解するわけでございますが、溶解後のものについては平均濃縮度は4%ということで後の工程に流れていきますので、それについては問題ないと判断してございます。

(近藤委員長) これはちょっと、前田委員のご質問の趣旨が必ずしも正しく理解できなかつたところがあるんですけども、初期ウラン濃縮度という、初期というのはどこが初期なのかというと、「むつ」に装荷するときの初期ですね。ですから、軽水炉で言えば、それより高い濃縮度の燃料もあるわけですね。

(前田委員) そうです。おっしゃるとおりなんです。ただ、私が思ったのは、軽水炉でも、例えばトラブった燃料などで相当濃縮度の高いまま再処理されるものもあるけれども、トータルで見ると、相当程度再処理されたもの

の回収ウランの平均的な濃縮度というのは非常に低くなっていると思うんです。1%ぐらいとか、2%とか……。

(近藤委員長)それはバーンアップに依存しますね。この燃料のバーンアップはここに1万7,000 MWd / tとある。そうすると日ごろ扱っているものと比べて倍半分なので、あまり濃縮度は下がっていないので、それについては大丈夫かと、そういうご質問ですか。

(前田委員)軽水炉の場合は相当低いけれども、このむつから来るものはほとんど燃えていないので……。

(近藤委員長)1万7,000ですね。

(齋藤委員長代理)むつの燃料の燃焼度は1,700 MWd / tですね。

(近藤委員長)あ、そうですね。1,700、全然燃えていないと言ってもよいですね。

(前田委員)濃縮度は相当高いはずですよ。高いものが来るけれども、それを受け入れるとか、ハンドリングする設備は、その程度の濃縮度でも遮へいその他について問題ないと。

(原子力安全・保安院一井安全審査官)はい、もともと4%濃縮度で設計されております。

(前田委員)ということですね。そこを確認したかったんです。わかりました。

(近藤委員長)2番目は、多分申請のときは2つの組織だったんだけど、今や一体になってしまったので、アップ・トゥ・デートな内容にしてくださいということですね。

(齋藤委員長代理)「契約に基づき」という言葉はない方がいいということですよ。

(前田委員)何かちょっとおかしい感じがしますね。

(齋藤委員長代理)私も、これだけではちょっとおかしいなという感じがしたんですけども。

あともう1点よろしいですか。

(近藤委員長)どうぞ。

(齋藤委員長代理)今日のご報告がなくて、参考資料としていただいている申請書の方で、ふげん使用済燃料は、今後10年間毎年40トンという処理量が出てくるのですが、ふげんの再処理量は全部で幾らになるのですか。

(原子力安全・保安院恒吉統括安全審査官)今までの累計ということですか。

(齋藤委員長代理)東海再処理工場で今後行わなければいけない再処理量です。今申し上げたように、この申請書の中の添付書類のうちの1ページ目

で、10年間同じ再処理量がずっと出てきているんです。こんなに残っているんですか。要するに10年間ふげんの燃料の再処理をやるんですか、ということです。

(原子力安全・保安院恒吉統括安全審査官)申しわけございません。即確認いたしまして、改めてご返事したいと思います。

(近藤委員長)この数字の読み方は、「軽水炉及び新型転換炉」と書いてあるから、これ全部がふげんのものではないということは、いいですね。

(齋藤委員長代理)その下段の方は「新型転換炉のうちMOX(混合酸化物)燃料」と書いてあります。

(近藤委員長)上段の120トンのすべてがふげんのものではないのですね。でも……。

(齋藤委員長代理)軽水炉使用済燃料の再処理は、17年度で終わるのではないですか。

(近藤委員長)新法人になったときに、じゃなかった、動燃改革のときに決めたのか。何年以降はやらないとかと決めたでしょう。

(原子力安全・保安院恒吉統括安全審査官)軽水炉燃料につきましては、今年度で終了するという予定でございます。それ以降につきましては、MOX、ふげん燃料の……。

(齋藤委員長代理)もうふげん燃料しか残らないと。

(原子力安全・保安院恒吉統括安全審査官)はい。

(近藤委員長)それに、もんじゅとかのブランケット燃料のときには薄めて等価にするということもありますね。いずれにしろ、この量はそういうことも含めての数字じゃないかと思いますが、あとで教えてください。

(原子力安全・保安院恒吉統括安全審査官)はい。

(近藤委員長)ほかに。

ちょっと本題からははずれますが、このケースだけではないんですが、事業変更許可申請だとして、ここに書いてあること、この程度の変更をダブルチェックなどをしなければならないとはとても思えないんだけど、どうしてこんなことになってしまっているんですか。

(原子力安全・保安院一井安全審査官)ももとの申請書に書いてある内容を変更するという形で変更申請が出てきておりますので、あとは、その後、法律の枠組みとして、行政庁が受けた後、審査をするという形になっているというので、ダブルチェックという形になっております。

(近藤委員長)最近の「小さな政府論」では、行政は本当にやるべきことをちゃんとやれと言われている。こんなことに時間を使っていたのでは国民

から何をしているのかと言われるのではと思うことがあるのです。安全に係る性能を変えらるということならば念には念を入れてというのもわかると思うんですけども、性能の範囲で薄めてやりますというのは、オペレーションの方法だし、事業の枠取りの問題はダブルチェックになじまないと思うんですけども。こんなことまで許可対象に決めているのには何か理由があるのですかね。例えば平和利用の担保とか、原子力政策との整合性の確認をする必要があるのですかね。枠取りされた事業の中の変更だから事業計画の中で見ればいいのであって、我々がここで検討すべき中身なのですかね。

(齋藤委員長代理) 法的にはそうなっているわけでしょう。

(近藤委員長) そうです。ただ法律そのものにはこんな詳しく書けとは書いていないでしょう。規制法は、記載事項としてそんなに詳しく書いてあったかというところ。

(原子力安全・保安院恒吉統括安全審査官) いや、詳しくないですけども。

(原子力安全・保安院一井安全審査官) 法律の下の省令である程度細かくなっていますけれども。

(戸谷参事官) 省令で書いてありますから、事実上、法律と同じとなりますので、少なくとも行政庁が許可をするということであれば……。

(近藤委員長) その判断の妥当性について意見を求められると。わかりました。最近、規制制度のあり方についていろいろ議論があることを見い出して、ちょっとわき道にそれました。今後とも、この点、勉強させていただきます。

それからもう一つ、今回の変更申請書に対照表はないんですか。

(原子力安全・保安院一井安全審査官) 新旧対照表は、参考資料としてつけることはございますけれども、今回の場合は……。

(近藤委員長) 今回はないと。

(原子力安全・保安院一井安全審査官) そんなに大きな変更でなくて、文言の変更ですので。

(近藤委員長) これを見ただけではこっちの方がそう思えるかどうかわからない。議論の対象自体があるからわかることはわかるのですけれども。

(木元委員) わかりにくいことはわかりにくいです。でも、おっしゃったように、変な言い方ですけども、時間をかけてやらなくても、きちんとやるのは見えているという安堵感が前提になっているような気がして、あまり質問もございません。

(近藤委員長) では、今日は諮問ということですので、これを今後委員会と

して検討して、答申を返したいと思います。どうもありがとうございました。

(3) プルトニウム利用計画についてのヒアリング(日本原子力研究開発機構)

(近藤委員長)では、次の議題。

(戸谷参事官)次は、日本原子力研究開発機構のプルトニウム利用計画についてのヒアリングということでございまして、日本原子力研究開発機構の柳澤理事からご説明いただきますので、よろしく願いいたします。

(日本原子力研究開発機構柳澤理事)おはようございます。原子力機構の柳澤でございます。よろしく願いします。

それでは、日本原子力研究開発機構における研究開発用プルトニウムの利用計画ということで公表させていただきましたので、その利用計画の中身を、3ページの表で全部集約されていますので、ご説明申し上げたいと思います。当然ながら、10月に新機構ができて、旧原研とサイクル機構をあわせたものをどう使うかということでご説明申し上げます。

まず、表の一番左側の所有者の欄ですが、原子力機構としておりますけれども、下の注書きの*1にありますように、原子力機構の施設内に保有するプルトニウムの一部というのは、電気事業者との役務契約に基づく再処理によって回収したものであり、電気事業者の所有するものですが、原子力機構の施設において常陽やもんじゅの燃料に加工する際に電気事業者から譲渡を受けて我々が利用する予定ということでございます。

隣の再処理予定量でございますが、東海再処理施設では、17年度は42トン、18年度は31トンということで使用済燃料の再処理を行う計画としています。先ほどふげんのお話もございましたけれども、この中にもしご質問があれば、後でご回答申し上げたいと思っております。注書きの*2にございますように、17年度の42トンのうち、もう既に4月から12月までで28トンを実績としてやり、今後3月までで残りの14トンの再処理を予定しています。

それから、隣の欄の16年度末の保有プルトニウム量ですけれども、今後利用する計画の核分裂性のプルトニウムということで3.4トン保有しています。注書きの*4にございますが、16年度末 去年の末ですが、この3.4トン以外に0.4トンを保有しておりまして、これは旧原研の特に高速炉の臨界実験装置 いわゆるFCA、あるいはサイクル機構が

持っていました重水の臨界実験装置 D C A などにおいて研究開発の利用に供しており、今後も継続利用という、D C A の場合には廃止する予定ですが、一応そこにも置いてあるということで、法的にはまだそういう位置づけにございますので、ここではそこに入れさせていただいております。なお、3.4 トンの下に書いてあります二重括弧の 0.6 トンですが、これは注の* 4 にございますように、新燃料の製品、燃料体の完成品として、東海の燃料加工施設あるいは常陽、もんじゅで保管しているいわば分離ブルトニウムの量ということで、うち数として書かせていただいております。そういう意味では、先ほどの 0.4 トンと合わせて、保有しているのは 3.8 トンと考えていただければと思います。

次の回収予定ブルトニウムでございますけれども、先ほどの再処理の予定量に対し 17、18 年度に 0.2 トンということで、42 トンと 31 トンでいずれも 0.2 トンなのですが、もうちょっと細かく申し上げると、17 年度は大体 190 キログラム、18 年度は 150 キログラムということで、合計 340 キログラムで、そういう意味で正確に四捨五入すると 0.3 トンで、0.4 トンとは違ってしまふのですが、年度ごとの四捨五入ということでこうなっております。そういう意味では、18 年度の末には 3.7 トンを保有するということになります。

これらのブルトニウムは、東海の再処理工場の横にあります M O X の燃料加工施設において順次加工して、常陽、もんじゅにおいて高速増殖炉の研究開発用の燃料として利用するということです。

利用期間でございますけれども、常陽では毎年 0.1 トンということで、17 年度以降約 7 年相当、もんじゅでは現在改造工事を進めているところですが、19 年度以降年間使う目安量として 0.5 トンということで、6 年で 3 トンということになります。これらの利用期間の目途及び利用量については、我々の研究開発用ということで、その進捗に応じて変わり得るというものでございます。

なお、もんじゅの利用ということで、運転再開が一番大きなわけでございますけれども、昨年のもんじゅは 9 月から 10 年間我々が待っていました本格的な改造工事に入って、現在大体 3 分の 1 程度の進捗率ということで、ナトリウムの新しい配管を敷設したり、あるいは温度計の交換ということで、今ナトリウム配管を切っております。この春ぐらいまでやって、そこに新しい配管とか温度計をつけていくということで、今年 1 年が最盛期ということになりまして、その後、今年 1 年終わった後、来年はその工事で行ったことの性能の確認といいますが、ドレーンの時間がどうだとか、

そういうことを測定するような試験と、10年間停止して外していたものもあります、水蒸気系など。こういうものをもとに戻して、きちんと動くということの確認といったことを大体合わせて1年ぐらいやって、その後制御棒を引き抜くというプロセスで進めてまいります。運転再開ということについては、地元の県あるいは市の了解をいただくということになっておりますので、現在、政策大綱でも先が見えるようになったということで、地元からももんじゅの運転再開に相当の期待を寄せていただいております。我々としては、工事が安全に進み、プラントがこれまで以上に安全なものになったのだということ、あるいは我々が運転するのに信頼高く運転できるのだということをまず県民の方に理解していただくということに今努めておりまして、その上で運転再開の話ということが出てくると考えています。事故後、我々はある意味で相当信頼性を失いましたので、信頼性回復ということで地域の方々に対しての活動をしておりまして、当時はもんじゅを動燃とかサイクル機構に任せておけるのかという声の中で、県下、当時は35市町村を回ったり、いろいろ国際的なシンポジウムあるいは出前の対話といったことで県下を回らせていただいて、数の上では、大げさですが、一応130万人以上の方と事故後我々は対話をさせていただいたという勘定にはなっております。そういう意味では、県の研究開発拠点化の中心にもんじゅを置こうではないかということにもなって、それなりに期待されていますので、我々はぜひ着実に、変なことが起こらないように進めることが基本だろうと思っております。また、今後の対話については、運転再開を念頭に置いて、機械は故障する、人間はミスするというをお話しして、この辺も大分皆さんにおわかりいただいてきまして、トラブル事例集といったものも用意して、今は改造工事で起こりそうなことをやっているのですが、これからは運転が始まったときの事例集を皆さん方にお話し申し上げて、対話活動で双方向、同じ土俵で議論していただけるようになったなと思っております。

もんじゅのことを語ると幾らもあるのですけれども、その程度にしまして資料に戻っていただきますと、今後この東海再処理の回収量に対してもんじゅ、常陽での利用量というのは結構多いので、プルトニウムが不足するという見通しであることから、電気事業者さんのプルトニウム利用計画にありましたように、六ヶ所再処理工場の回収プルトニウムの譲渡を受けるということで、譲渡に向けての話し合いをするということに今合意しておりまして、その調整を進めさせていただいております。適宜、この範囲よりももうちょっと先でございますけれども、明らかになれば、公表さ

せていただきたいと思います。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

ご質問があれば。齋藤委員長代理。

(齋藤委員長代理) 先ほどの質問とも関連するのですが、今ご説明いただいた3.4トンとか0.2トンとかという数字が出てきていますけれども、要するにふげんの使用済燃料の再処理がいつ終わって、それでプルトニウムフィッサイルは幾ら出てくるのか。それで足りなくなってきたら、今度は六ヶ所の再処理工場の方から出てきたものを譲渡してもらおうということになるのだろうと思うんです。その辺の定量的なところが若干不鮮明だなということが1つです。

それから、注の*7のところでは常陽は照射試験と書いてあるんですが、これは要するにマイナーアクチノイドとか、あるいは金属燃料の試験をやってみようというためのものだけを言っているのか、それともドライバー燃料全体を言っているのか、その辺が不明瞭であるので、明確にさせていただきたいと思います。

(近藤委員長) 今日の趣旨は、事業計画の説明を10年分伺うということではなく、この17年度及び18年度に、分離する部分についての利用計画を伺うということなので、齋藤委員長代理がそれについて知りたいとおっしゃっているのはそれに関係する基本的な考え方、流れについて頭に入りたいということかと思えますけれども、それでよろしいですね。

(齋藤委員長代理) ええ、結構です。要するに、六ヶ所の方で電力さんの方からプルトニウムが出て、譲渡を受ける側としてのある程度定量的な根拠を持った考え方、流れを確認しておきたいということです。

(近藤委員長) そこで、東海再処理が終わらないうちに譲渡してもらい、両方を使うということもあって不思議ではないところ、その方針を理解するといえますか。

(日本原子力研究開発機構柳澤理事) 我々の考え方としては、ふげんが終わってからということではなくて、電力さんとの話の中で譲渡ということが成立すれば、それは譲渡していただくという基本的な考えです。ふげんの燃料については、ファクトとしては135トンぐらいはその残りがありますので、これをどうやって再処理していくかというのは今ここで事業計画としてお話しすることではないですけれども、まずは自分たちが持っているふげんの燃料はとにかく再処理していく……。

(齋藤委員長代理) 18年度は入っているんでしょう。

- (日本原子力研究開発機構柳澤理事) それは入っています。
- (近藤委員長) 多分、前の議題の参考資料にある事業計画の数字との関係はどうかということでしょう。枠取りの考え方の数字と実際の処理量との違いなんでしょうけれども。
- (日本原子力研究開発機構柳澤理事) いや、規制の考え方と実際に使うのはやはり違って……。
- (近藤委員長) ただ、前の議題の参考資料の申請書の添付資料の1には、事業計画と書いてあるので、それとの関係が齋藤委員長代理は気になっているんだと思いますけれども。
- (齋藤委員長代理) そうなんです。10年分もあるのかという話で、それは先の話ですから、事故等で操業できない場合等、いろいろな思惑があって枠取りとして書いていると読むと言うなら、そのような説明でよい訳です。
- (近藤委員長) 規制上の資料として提出されたこの事業計画の読み方は、その年に最大それだけの処理があるべしと。だから、例えば前年度だめだったら、翌年120やれるように枠取りをしているという、そういう性能規定の数字ですかね。10年分足し算して、1,000トンも2,000トンもふげんの燃料があると読むんじゃないと、そういう性格の資料であればそれはそれとしておいてよいのだけれども。
- (齋藤委員長代理) だから、今しっかり聞きましたけれども、135トンと。135トンであれば……。
- (近藤委員長) 十分じゃないかとか、不十分じゃないかとか、おっしゃりたいというわけですね。
- (齋藤委員長代理) はい。それで、常陽の照射試験の方を、おわかりのところだけでも教えてください。
- (日本原子力研究開発機構柳澤理事) はい、わかりました。基本的には、常陽は今マーク 1 にして、主目的はやっぱり照射ということで、大学さんにも使っていただいたり、金属燃料、あるいはもんじゅ自身の高性能燃料、その高燃焼度燃料の材料、ODS(酸化物分散強化型ステンレス鋼)だとか、そっちの方が中心です。
- (齋藤委員長代理) 要は、ドライバー燃料はこの中に入っていないと、そういう読むんですか。
- (日本原子力研究開発機構柳澤理事) 照射試験の中には入っていないです。
- (齋藤委員長代理) これは、照射試験用として年間0.1トンずつ使用すると。そうすると、ドライバー燃料は要らないのかと、そういうことはないでしょう。

(日本原子力研究開発機構柳澤理事) 違いますね、これはドライバー燃料の話です。だから、照射試験用のはもっともっとわずかな量です。

(齋藤委員長代理) わずかで、含めて、合計ということですか。

(日本原子力研究開発機構柳澤理事) そうです。そういうことです。すみません。

(近藤委員長) 齋藤委員長代理のご質問は注の*7のところ。

(齋藤委員長代理) ええ、*7ですね。

(近藤委員長) これは用途を書いている。

(齋藤委員長代理) そうすると、*7の前半は不要ですね。

(近藤委員長) この照射試験試料に0.1トン使うと読めるかもしれないということをご心配になったと。実際は照射試験用に常陽を運転するところ、年間0.1トンずつプルトニウムを使う。そのようにこの文章は読むんだということですね。

(日本原子力研究開発機構柳澤理事) はい。日本語のつながりがちょっとまらずくて。

(近藤委員長) ほかに。町委員。

(町委員) 私は2つお聞きしたいんです。1つは、保有している3.4トンはどういう形態であるのか、一部燃料体になっているという説明がありましたけれども、燃料体になっていないのは、MOXの粉体になっているのか、その辺のことを教えてもらいたい。

もう1つは、立地の自治体に対して理解促進の話を進めていると伺ったのですけれども、原子力機構がいろいろ話したときの地元の方々の反応やコメントが非常に大事だろうと思うんです。その辺の話はあまりなかったのですが、これから運転再開に向けての、原子力機構への要望や期待について地元の反応を教えていただきたい。

(日本原子力研究開発機構柳澤理事) 特に地元の方から見ますと、最高裁の話もございました。それから、特に政策大綱の話というのはやはり結構大きな位置づけとして、地元では特にふげんの例もございましたので、そういう意味からは、先が見えているなということの安心感、安堵感というのがあるということと、先ほど申し上げた研究開発拠点化の中で、地元が新しい産業だとか技術を興すためにもんじゅを一つの核にしようということでも、もちろん安全性とか我々の日ごろの姿勢といったことについても、いろいろなトラブルが起こったときにはいただきますけれども、大きな流れとしては、そういう一緒にやろうではないかということに昔からすると変わってきたなと感じております。でも、そういうことで安住してはすぐま

ずい方向になるので、常に我々は原点に立ち続けるということを怠りなくやろうと思っています。

(近藤委員長) プルトニウムの存在状況については別の形で、プルトニウムの管理状況報告ということで毎年いただくものの中で説明があるんだろうと思うんですけれども、ご質問があったので、もし今答えられるものでしたら。

(日本原子力研究開発機構小森技術主席) この3.4トンですけれども、硝酸プルトニウムの形態のものが0.4トン、それから酸化プルトニウムが2.4トン、この形態は当然MOXになっております。それから、表にもありますけれども、新燃料の形態になっているものは0.6トンということです。場所は、硝酸プルトニウムとか酸化プルトニウムの形態のものは東海の再処理施設とか燃料加工施設でございます。

(近藤委員長) ほかに。よろしゅうございますか。

それでは、ご報告いただいたということで。

(日本原子力研究開発機構柳澤理事) どうもありがとうございました。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

(4) 平成18年度原子力関係予算について(文部科学省)

(近藤委員長) そういたしますと、次の議題へいきましょうか。

(戸谷参事官) 次は、18年度原子力関係予算政府原案についてということで、文部科学省の中原原子力計画課長からご説明いただきます。

(文部科学省中原原子力計画課長) それでは、18年度の文部科学省の原子力関係予算についてご説明いたします。

まず1ページを見ていただきますと、これはトータル額がここで書いてございますけれども、平成17年度予算額2,866億円に対して18年度の予算案は2,675でございます。特別会計のことにつきまして少し注が書いてございますけれども、この特別会計の数字は使えるお金ということで、一般会計への繰入分とか、予備費でございますとか、そういう使えないお金は差し引いてございます。ただ、歳出の項目としては立ってございますので、頭の数字は予算書などの数字とは異なる数字になります。使えるお金ということでございます。

それで、もうちょっと詳細に見ますと、5ページを見ていただきたいと思えます。5ページに一般会計と電特の立地勘定・利用勘定に分けて書い

てございます。一般会計が約1,183億円で、94.3%。それから、電特でございますけれども、1,492億ということで、対前年度比92.5%。うち立地勘定が、371億が324億になりまして、87.3%、利用勘定の方が、1,242億が1,169億になりまして、対前年度比94.1%でございます。

それで、特別会計につきましては、年末にかけましていろいろな動きがございます。自民党の行革本部の特別会計改革委員会ですとか、それから自民党の政調のプロジェクトチームでございますとか、そういったところで特別会計の見直しというのが議論されております。さらに加えて、18年度の予算編成の方針でも、特別会計改革は19年度からの改革ということでございますが、18年度の予算の中でも一般会計の財政のために貢献していくという方針が出ております。したがって、こういう方針にのっとりまして、文部科学省分からは一般会計に平成18年度171億円を繰り入れるということといたしました。したがって、その関係で特別会計が前年度よりも非常に減っているということでございます。この171億円でございますけれども、電源特会自体は電源開発促進税という目的税ですので、それ以外には使えないということでございます。制度改革は19年度からですので、18年度はどうするかといいますと、特例公債法という毎年つくっている法律がありますけれども、それで特別会計の一般繰入分を一般会計にそのまま持っていくという離れわざをするということです。この特例公債法というのは、毎年度財政法の必要な部分などをオーバーライドするためにつくっていく特別法でございます。これがもう今週にも閣議決定されるということでございます。したがって、繰り返しになりますけれども、文部科学省分からは171億円、経産省も全部合わせますと、電特からは約600億円を一般会計に繰り入れるということになります。これは、また後で経産省の方から予算の説明があるときにご説明があるかと思えます。

以上が文部科学省の総表でございます。時間も限られてございますので、13ページを開いていただきますと、これは概算要求のときにご説明いたしました文部科学省の原子力関係予算を総括する一覧表でございます。これを見ていただきますと、基本的に組織別の金額でございますとか、その中の主要な事項についてがわかるように工夫しているつもりでございます。

日本原子力研究開発機構の中でございますが、一般会計と特別会計を合わせまして、18年度予算案の中段のところでございますが、約1,88

4億円となつてございます。この内訳を右の方で見えていきますと、高速増殖原型炉「もんじゅ」の研究開発にここは重点的に投資をするということで、17年度126億円に対しまして220億円というかなり思い切った投資をしてございます。これによりまして平成19年度の運転再開というスケジュールを確保していきたいと思つてございます。具体的に言いますと平成20年の2月ぐらいになりますけれども、19年度の後ろの方でございまして、そういった運転開始のスケジュールということを考えたいと思つてございます。先ほど柳澤理事がご説明されたときに、当然地元とのいろいろな話し合いというのは事前にやらないといけないということであろうと思つています。

それから、高レベルの放射性廃棄物の地層処分技術につきましては、83億円を90億円ということで、これも増やしてございます。これによりまして平成21年度ぐらいには瑞浪と幌延、それぞれ中間深度ぐらいまでは掘削ができるのではないかと考えてございます。

あと大きなものでございまして、大強度陽子加速器計画の推進でございます。機構の中には193億円ということで、前年度146億円よりも大きく増やしてございます。大強度につきましては、ご承知のとおり、KEK（高エネルギー加速器研究機構）の方にもお金が積んでございまして、下から3つ目のカラムの右側の方でございまして、107億円ほど高エネルギー加速器研究機構の方に予算が計上してございまして、合わせまして300億ほどの要求となつてございます。これによりまして、大強度陽子加速器、J-PARCにつきましては平成20年度の供用開始が確保できる見通しとなつてございます。

それからITER（国際熱核融合実験炉）でございます。ITERにつきましては、これまでいろいろな諸設計活動をやつてきていたわけですが、18年度から予算の内容が変わりまして、12億4,100万円ということでございます。これは、ITERの国際機構が18年度中にもできるということを想定いたしまして、ITERの建設費の補助金、それから国際機構に対する分担金といったものを合わせまして、機構の中には12億ですけれども、全体としてITER計画につきましては14億円ほど要求しているところでございます。

それ以外にも、放医研（放射線医学総合研究所）ですと重粒子のがん治療に55億円。それから理研（理化学研究所）のRIビームファクトリーは、大体もう建設が終了しているということで減額してきておりまして11億円。それから、原子力委員会のご指導のもとにやっております国立試

験研究機関の原子力試験研究費でございますが、これは昨年よりもちょっと落ちまして12億7,300万円ほど計上してございます。以下、核融合研に60億円ほどの原子力予算がございます。

あとここで言及しなければいけないのは、一番下から2つ目のところ、電源開発促進対策特別会計の中の機構分以外のところでございます。ここには主として立地勘定と公募の研究の経費があるわけでございますが、公募のところを見ていただきますと、17年度121億円であったものを62億7,000、約63億円ということで、ここは特別会計改革等々のこともございまして減額になってございます。加えまして、この公募につきましては、昨年CSTP（総合科学技術会議）のSABCの評価の中でBをいただいたということもあって、それなりの予算的な配慮はせざるを得なかったということと、それから全体として特別会計の改革があったということと、そういうことで減額をしたわけでございますが、一方で平成17年度の事業の進捗によりますと繰越のお金が約90億は出てくるのかなと思ってございます。そういったものと62億とを合わせて事業を進めてまいる予定でございますので、当初予定しておりましたサイクル関係の特別推進研究という大きな研究でございますが、その数につきましては昨年計画した約80%は確保できるということで、大きな影響は出ないのではなかろうかと考えているところでございます。

以上、文部科学省の原子力関係予算の概要でございます。詳細につきましては、ちょっと分厚い資料がございまして、後でお目通しいただければと思います。以上でございます。

（近藤委員長）ありがとうございました。

これも細かいことを議論し出すと切りがないのですが、適当な時間、10分ぐらいにしましょうか、ご議論いただきましょう。あとこれだけですか、今日の議事は。

（戸谷参事官）いや、あとFNCA（アジア原子力協力フォーラム）があります。

（近藤委員長）では10分をマキシマムに、ご質問、ご意見があればどうぞ。町委員。

（町委員）今の最後に説明のあった公募についてCSTPの評価がBランクになったという話ですが、この評価について何か特にコメントはあったんですか。

（文部科学省鎌田原子力研究開発課長補佐）指摘を受けた事項については経済産業省と一緒に連携をとってやるなどという改善を行ったが、実際に事

業が始まったばかりでありその成果がまだあらわれていないということで、まだAにはできないという判断のようです。

(近藤委員長) 齋藤委員長代理、どうぞ。

(齋藤委員長代理) ITERはカダラッシュということになって、機構長も決まったわけですが、建設に10年ということですね。その期間に要するイン・カインド(物納)で出す分以外の国際機構運営分担金というのはどのぐらいになるんですか。

(文部科学省橋爪核融合室長補佐) これは、大体今までの見積もりでいきますと、全体で700億円ぐらいと。

(齋藤委員長代理) 全体で、7極で。

(文部科学省橋爪核融合室長補佐) 7極で700億程度だということになっております。

(齋藤委員長代理) そのうち日本はいくらですか。

(文部科学省橋爪核融合室長補佐) インドが入りましたので。

(齋藤委員長代理) 10%でいいんですか。

(文部科学省橋爪核融合室長補佐) いえ、日本は9.1%という形になります。

(近藤委員長) よろしいですか。

前田委員、どうぞ。

(前田委員) たしか概算要求のときにも私はちょっと申し上げたというか、質問したと思うんですけども、非常に気になっているのは高速増殖炉の実用化戦略調査研究のことなんです。先ほどのお話で、公募が随分減ったけれども、繰越分90億あるのでという話だったんだけど、平成17年度にどの程度あの研究で要するのか、私はよく知りませんが、もちろんそれから公募で応募してくる研究内容にもよるわけなんだけど、今のところの感じでは、実用化戦略調査研究を進めていく上では一応必要な予算は手当てできると考えていいんでしょうか。

(文部科学省中原原子力計画課長) 今まさにフェーズの評価をやっているところで、まさに今機構の報告書案、今後5年あるいは10年間のFBRのサイクルの研究開発の中身を見ているところでございますが、当然、多分5年間につきましてはこの公募計画の中でその大宗は手当てできるのではないかと思います。

(前田委員) 5年間というのは、2010年までという……。

(文部科学省中原原子力計画課長) 2010年まで。しかしながら、今、これからつくっております計画のすべてというのが、それをこの公募でやっ

ていくということを決めているわけでもございませんので、そこは当然、その中でつくっていく施設とか設備とか、そういったものも出てくるようなことがあれば、それは機構の予算本体の中で手当てしていくということもあり得ると思いますので、したがって公募だけでF B Rサイクル研究をずっとやっていくわけではないということでございますので、当面は今のこの予算額で基本的にはその大宗は手当てできるのではないかと思います。

(前田委員) 政策大綱でもF B Rについては非常にはっきりとした出ていますし、ぜひその辺を重視していただければと思います。

(近藤委員長) はい、どうぞ。

(木元委員) 細かいことは一つ一つご議論はあったと思うんですけども、今、世の中というか、日本の流れの中では、一般会計に対して特別会計が多過ぎる、これを見直そうではないかという声が非常に強いですね。そうなったときに、さっきちょっとおっしゃった、特例公債法で特会から一般会計にいくということはあるけれども、今の流れの中でこういう研究開発はちょっと後ろに押されぎみになりがちですけれども、将来を考えたときに、電源特会などの場合は、今度は逆になります、今後、またこれは必要なんだという方向があるだろうと思うんです。その場合、一般会計からまた特別会計に戻ってくるということは可能ですか。

(文部科学省中原原子力計画課長) 18年度の特例公債法について申しますと、立地勘定から297億円、利用勘定から298億円を限って一般会計に繰り入れるというのが第1、それから第2の部分として、この繰入金については、後日予算の定めるところにより、それぞれの繰入金に相当する額に達するまでの金額を一般会計から電源特会に繰り戻すこととすると書いてございまして、そこは貸し借りということになっています。あと、19年度以降の改革におきまして、一般会計の必要額を、電促税が電源開発に要する費用に充てるために課せられている税であることを踏まえつつ、石油・石炭税のように一般会計から必要額を電特に繰り入れるなどにより、財政需要が生じるまでの間財政資金の効率的な活用を図ることとするといった書き方でありまして、特会の方に需要が生じれば当然一般会計の方から繰り戻しがあるという考え方で自民党の方針なども貫かれていると思います。ただ、それをどのように制度改革の中で法文に書いていくかというのは19年度以降のことですが、それはこれからの話になるということです。ただ、18年度の繰入分につきましては後日戻せということは、この特例公債法の中に書いてあります。

(木元委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) よろしいですか。

それでは、これは、今日ご説明を伺って、原子力委員会としてはどうするかということと……。

(戸谷参事官) これは、見積もりに対応いたしまして毎年年度計画という形で最終的な政府全体の予算の姿をまとめる、そのまとめる一環として各省からお聞きするというところでございますので、この後もその他の省からお聞きしていきます。

(近藤委員長) そういうことで、評価というより確認に近いかもしれませんが、そういうことをすることを予定しているということですね。ありがとうございました。

(文部科学省中原原子力計画課長) また細かい点につきましてご質問等があれば、後ほどご説明させていただきます。

(近藤委員長) はい。どうも。

(5) アジア原子力協力フォーラム(FNCA)第2回「アジアの持続的発展における原子力エネルギーの役割」検討パネルの開催について

(近藤委員長) それでは、次の議題をお願いします。

(戸谷参事官) 続きましては、アジア原子力協力フォーラム(FNCA)の第2回「アジアの持続的発展における原子力エネルギーの役割」検討パネルの開催についてということをごさしまして、事務局からご説明申し上げます。

(赤池参事官補佐) ご説明いたします。アジア原子力協力フォーラム(FNCA)第2回「アジアの持続的発展における原子力エネルギーの役割」検討パネルの開催についてでございます。

FNCAはアジア地域における原子力エネルギーが果たせる役割を明らかにするため、「アジアの持続的発展における原子力エネルギーの役割」検討パネルを設置しております。これは2004年度から3年間ということで、今回の開催は第2回目ということになります。第2回会合においては、持続的発展における原子力エネルギーの役割について討議し、原子力発電導入における共通課題(安全の確保、国民合意形成、経済性評価、人材養成、核不拡散等)を整理するための討議を中心に行う予定でございます。主催としては、内閣府 原子力委員会、開催時期としましては、平成18年1月25日水曜日から26日木曜日の2日間、開催場所は東京の三田共用

会議所でございます。

参加国としては、中国、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、日本でございますが、オーストラリアについては、この枠組みそのものに参加していない、あと、バングラデシュについては、本体会合の大臣級会合の方でオブザーバー参加ということになっておりますので、こちらにもオブザーバー参加の権利はございまして、一応バングラデシュの方に聞いておりますけれども、まだ今確認中という状況でございます。

それから、メンバーとしましては、各国のエネルギー政策及び原子力政策に関わる行政官及び専門家ということで参加いただく予定でございます。なお、参考として申し上げますと、第1回会合では、特にパネルの目的及び意義・進め方について確認した後、各国代表から中長期的エネルギー計画等に関するカントリーレポートを発表していただくとともに、共通課題等についての討論セッション等を通して、FNCA諸国のエネルギーをめぐる状況についての共通認識を深めるとともに、エネルギー供給における原子力の役割と可能性について、予備的な検討を行ったという状況でございます。

ページをめくっていただきまして、プログラムの案といたしましては、1月25日の水曜日は、開会セッションの後、大臣級会合の結果及びパネルの全体計画の説明をさせていただきます、次にセッション2で各国からカントリーレポート、そしてセッション3として「アジア地域におけるエネルギー情勢の展望」として、エネルギー需給における原子力の役割、それから化石燃料需要の増大と資源有限性、化石エネルギー利用による環境への影響、非化石エネルギーの利点と欠点等についての議論を行うという予定でございます。その後、「原子力エネルギーの役割（可能性）」に入りまして、地球温暖化防止に果たす原子力の役割について議論を行うという予定でございます。

翌日の1月26日の木曜日には、「原子力発電導入における共通課題」としてそれぞれ、安全性、人材養成と技術基盤整備、経済性、国民合意形成に向けた取組、核不拡散等についての討議を行うという予定でございます。セッション6としては、FNCAにおける今後の協力のあり方について、第2回会合の中で自由に議論を行うということでございます。セッション7として、閉会セッションとして、議事録のまとめ等を行うということでございます。

各セッションの構成としましては、日本を含む各国から導入的な講演を

専門家からしていただいた後に、各国に今現在アンケート調査を出しておりますので、そのアンケート調査の整理の発表を事務局から行って討議に入るとい構成になっておりまして、その中で各セッションで議論を行うという形になっております。

私からの説明は以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

何かご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、そのようなことで進められて成果を上げられることを期待いたします。ありがとうございます。

(6) その他

(近藤委員長) では、その他議題。

(戸谷参事官) その他といたしまして、日程的な点で2点ございまして、1つは、資料6号にございますように、食品照射の専門部会の第2回目が開催されるということで、開催日時につきましては1月25日の10時から12時まで、開催場所は如水会館、食品への照射についてという議題で開催するというところでございます。

もう1つは資料第7号で、長半減期放射性廃棄物処分技術検討会(第3回)の開催についてということで、これも同じく25日でございますけれども、9時から11時まで、場所は虎ノ門三井ビルの原子力安全委員会の会議室、議題はここに書いてあるとおりでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

木元委員どうぞ。

(木元委員) これは二つの会がダブっていますね。残念ですが、私は両方とも出席できないのですけれども、原子力委員は何名ぐらい行けそうですか。

(近藤委員長) できるだけ。

(木元委員) 私は絶対に出席したいので、できれば私のスケジュールも考えてほしい、と思うときがあるんですけれども、なるべく参加できる状況であればいいと思っています。それで、25日の食品照射の場合、これは運営されている方は何名ぐらいのご出席になるのですか。

(戸谷参事官) 25日につきましては、現在、委員がたしか10名だったと思いますけれども、全員参加されるということでございます。

(木元委員) 全員、それはよかった。

(戸谷参事官) 前回、第1回目ときには2名がご欠席でございましたけれども、今回は全員ということでございます。

(木元委員) それは良かったです。

(近藤委員長) 委員をお願いいたしました方々には大変お忙しい日程を調整していただいたので。忙しくない原子力委員はいないんだと思いますけれども、原子力委員におかれましてもそれぞれ適切にご参加いただけたらと思います。

(木元委員) 出たいのに出られないというのは残念ですね。

(近藤委員長) はい。顔写真でも額に入れて置いておくことで、各位に木元委員に思いを込めながらご発言いただくことも検討しましょうかね。

よろしければ今日はこれで終わりますが、先生方から何か。よろしゅうございますか。

それでは、今日はこれで終わります。どうもありがとうございました。